

# 市民大学研究発表第6期生「行田福祉・健康A」グループ

テーマ:介護保険法を学び、行田市高齢者いきいき安心元気プランを調査研究する

テーマ選定理由:メンバーが高齢者で高齢者の福祉制度を活用及び普及する

- 行田市高齢者いきいき安心元気プラン
- 行田市 平成24年3月
- これならわかるスッキリ図解介護保険
- 高野 龍昭著 (株)翔泳社
- 以上2冊が学習テキストです。

- メンバー
- リーダー 小野 敏
- サブリダー 越前谷 法子
- 会計 石川 政子
- 新井 きよゑ、太田 セ津子、
- 長田 節子、宮川 恵子

- レポートを提出する。

- レポート内容

①理解できたこと、皆さんにお知らせしたいこと。

②理解できず、質問し、皆で意見交換・討議したいこと。

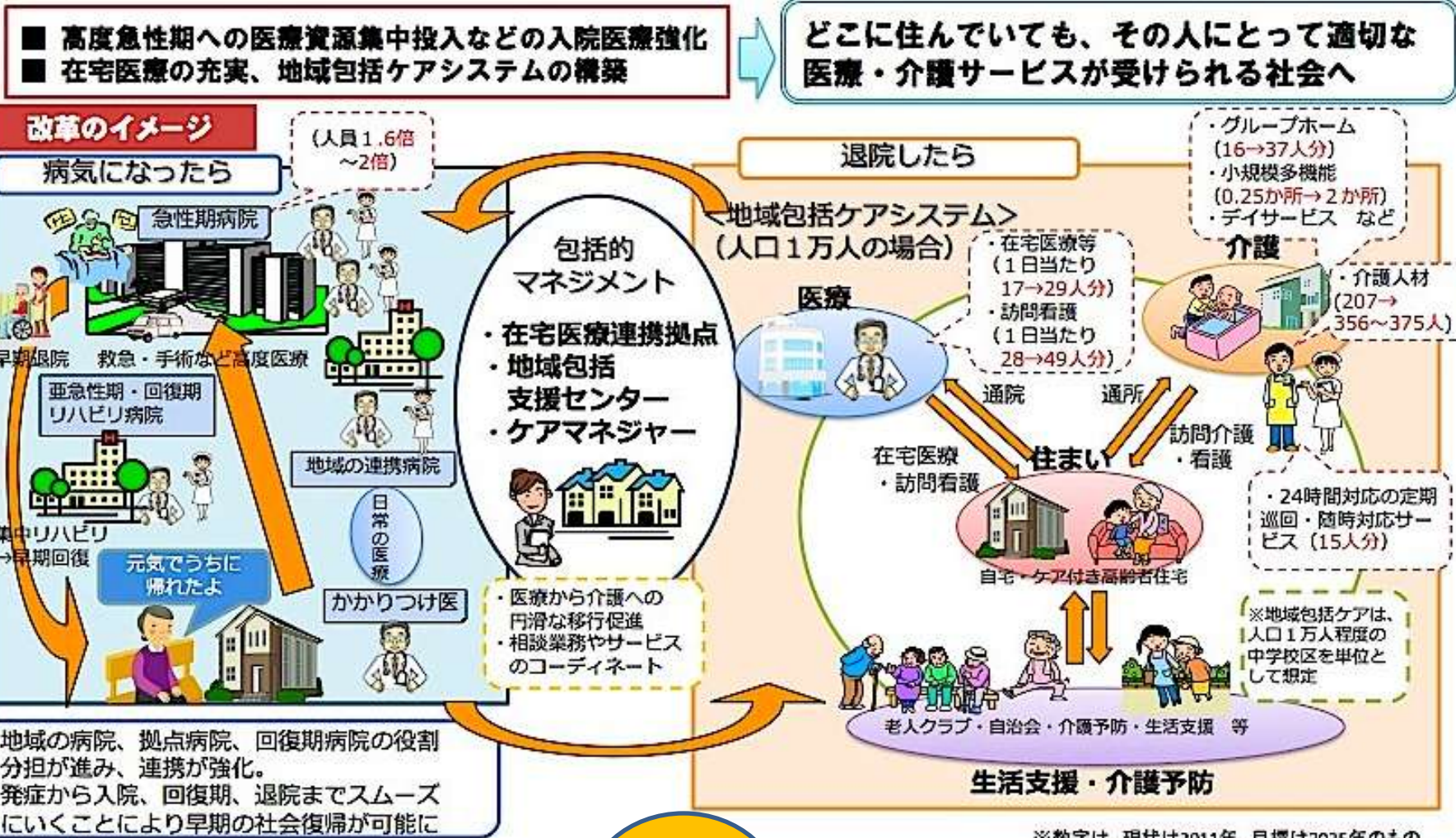
③自己学習した感想と意見。

22ページの質問事項・レポート・やすらぎの里見学感想文になりました。

# 医療保険と介護保険の決定的な違い

- 医療保険証(国民健康保険被保険者証等)
- **いつでも**(0時から24時間)**どこでも**(北海道から沖縄まで)**だれでも**(0歳から死ぬまで)自分の意志で好きな医師、医療機関で診察できる。
- **但し、入院医療で医療保険に制限が出てきている**
  - ・テレビで民間医療保険(アフラック等)、薬はゼネリック等の宣伝が多彩ですね。
  - ・混合診療の導入
- 40歳から死ぬまで介護保険料を払うが自分の意志で利用できない。(行田市40歳以上人口50,066人で、要支援・要介護認定数は3,119名で**6.2%**の利用率です。(平成22年データ)。
- **行田市に介護認定申請をし、介護支援専門委員の調査を受け、主治意見書に基づき、行田市介護審査委員会で1次・2次判定の結論で認定を受け、介護サービスが始まります。認定まで約1か月かかり、6か月後に、再認定の申請をして、介護サービスの継続します。**
- **介護保険は、自分の意志で使用できない。**

# きれいなイラストで描かれた「医療・介護総合推進法」



低水準の年金

老後格差

生存権・社会保障が後退  
 自助・相互扶助・共助を強調  
 早期退院の受け皿が未整備

多くの介護難民・入院難民を  
 生み出すことになる

# 介護難民が続出する！2015年2月17日 毎日新聞掲載週刊誌「サンデー毎日」 から

- 報酬減額は終の住処「特養」狙い撃ち。

- 「シヨールウトステイ閉鎖」

- 「受け入れ抑制」

- 人材難と経営困難の現場

- 「在宅」で離職者増え、生活困窮世帯が激増

## ②医療・介護総合法で病院(病床)はこう変わる

街から病院が消える？

- ・医師・看護師が少ないのは病院が多すぎるから
- ・病院が多くて入院期間が長いから医療費が高騰
- ・医療を必要としない人が介護のために入院

- ・病床数を削減
- ・入院期間を短縮
- ・病床を機能別に再編

今まで、診療報酬等で誘導してきたが、思ったよりすすまない

以前から財界からも言われていて



病床機能報告制度を中心に一気に病床再編をすすめたい  
＜知事権限の強化＞

高度急性期病床

14日～18日まで

医師・看護師、機器を高度急性期へ集中

現在の7対1看護  
38万床を半減する

回復期病床

90日目まで

＜リハビリには成功報酬も＞

地域の連携病床

療養病床

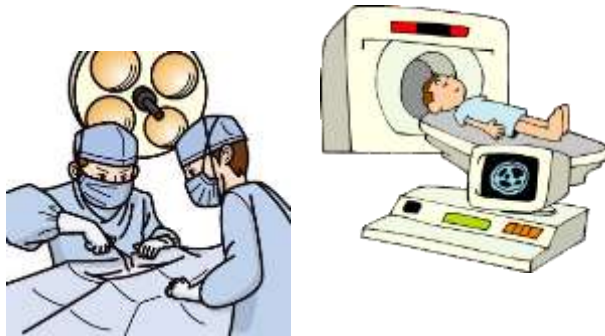
180日目まで

＜在宅と連携すれば加算＞

退院

介護施設

患者側が転院先を見つけなくても次の病床へ移れる仕組みをつくる

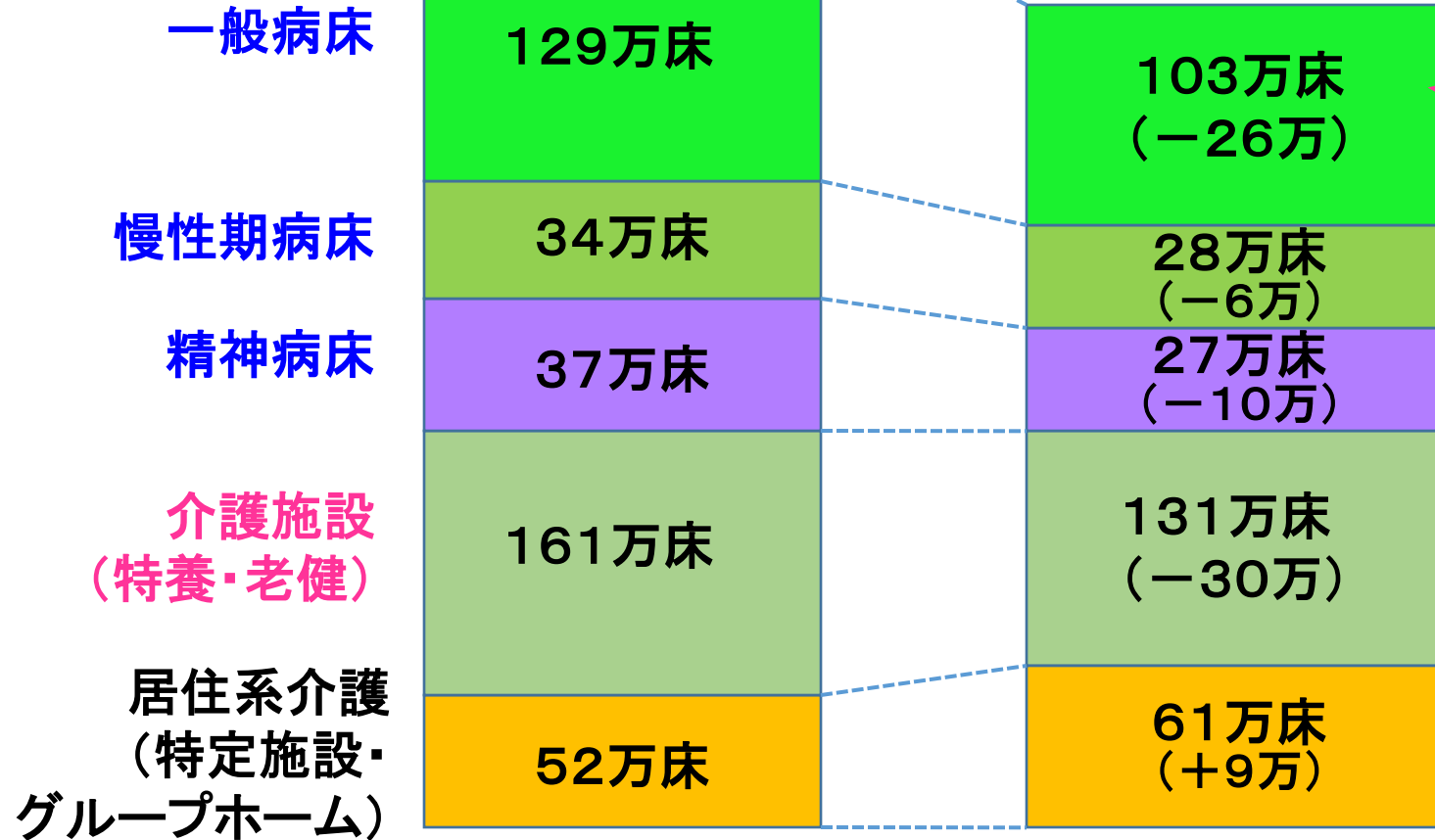


# 病床再編で 入院ベッドを大幅削減



現状で推移した場合  
(2025年の病床数)

政府がねらう「改革」を  
実施した場合の病床数  
(2025年)



来年度までに  
9万床を削減!



特に問題なのは一般病床のうち、7対1看護の病床  
急性期に対応する36万床を半減するとしている点です

# 要介護・要支援の認定は8区分で通知

認定結果  
の通知

要介護状態区分が記入されています。

区分に納得がいけないときは「不服申立て」をします。

要介護状態区分	主な介護の状態
要支援1	少しの支援があれば生活できる状態
要支援2	要介護1になる可能性がある状態
要介護1	動作の一部に介助が必要な状態
要介護2	外出に車いすが必要な状態
要介護3	車いすでの生活が可能な状態
要介護4	常時臥床に準ずる状態
要介護5	常時臥床で介護が必要な状態
非該当	自立、介護の必要がない状態 ※

通知書

封書で届きます

なんだか 難  
しそうですね



※非該当でも特定高齢者の場合は介護予防サービスを受けられます。

# 「通所介護」＝デイサービスとは

一般的にデイサービスと呼ばれ、介護保険の給付の対象となる在宅サービスです。利用者は、老人デイサービスセンターなどの施設に、日帰り(昼間)で通所します。家族の負担の軽減や、外出により社会的な交流を図ったり、機能訓練などを行います。

現在、行田市では**23**施設が登録

きょうりつデイサービス うきしろ

緑風苑デイサービスセンター(特養併設)

緑風苑デイサービスセンター うららか(温泉)

まきば園デイサービスセンター(特養併設)

まきば温泉デイサービスセンター(温泉)

南河原福祉の里 老人デイサービスセンター(特養併設)

ふあみーゆ行田デイサービスセンター(特養併設)

壮幸会 介護保険施設 心春(ショートステイあり)

あずみ苑行田(ショートステイあり)

鳥浜デーサービス(ショートステイあり)

行田ケアセンター そよかぜ(グループホーム併設)

など

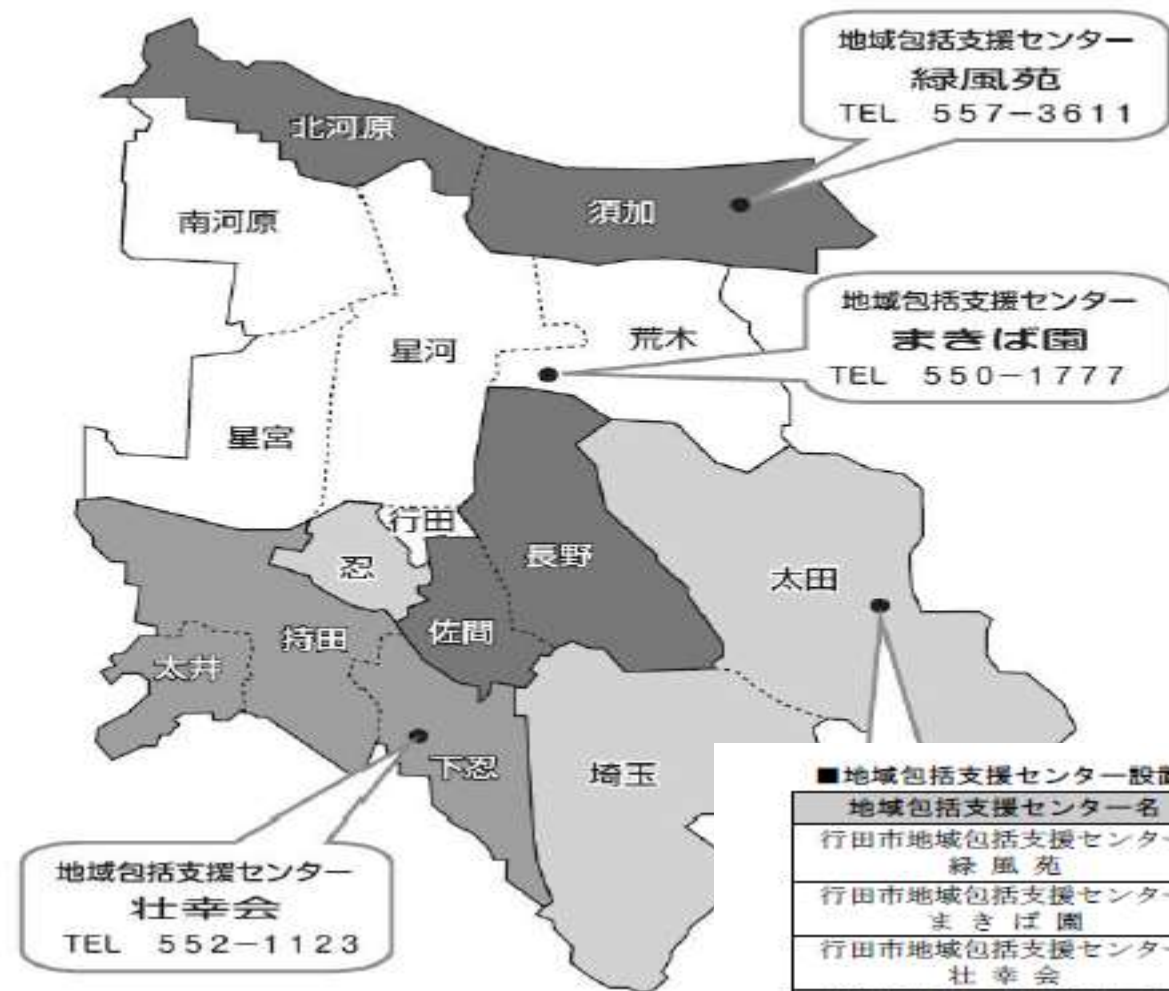


※市外の施設も利用できます



段階	対象者	保険料年額
第1段階	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人 ・生活保護を受給している人	24,120円 (基準額×0.5)
第2段階	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と年間所得金額の合計が80万円以下の人	24,120円 (基準額×0.5)
第3段階	・市民税非課税世帯で、第2段階以外の人	36,180円 (基準額×0.75)
特例4段階	・世帯のなかに市民税課税の人がいても、本人市民税非課税で年間所得金額が80万円以下の人	43,410円 (基準額×0.9)
第4段階	・世帯のなかに市民税課税の人がいても、本人市民税非課税の人	48,240円 (基準額)
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	60,300円 (基準額×1.25)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	72,360円 (基準額×1.5)

■各地域包括支援センターの担当地域



■地域包括支援センター設置状況

地域包括支援センター名	住所	人口	高齢者人口	担当地域
行田市地域包括支援センター 緑風苑	須加 1563	21,390	5,652	佐間・長野・須加 北河原・
行田市地域包括支援センター まきば園	白川戸 275	20,097	5,665	行田・星河・荒木 星宮・南河原
行田市地域包括支援センター 壮幸会	下忍 1162-14	24,178	5,547	持田・太井・下忍
行田市地域包括支援センター ふぁみいゆ	下須戸 75	19,128	5,138	忍・埼玉・太田
計		84,793	22,002	

※人口・高齢者人口は平成26年6月1日現在

# 行田総合福祉会館「やすらぎの里」訪問しました

これからの介護保険分野は、寝たきりにならない、予防が重視されます。

地域支援事業(介護予防事業)、機能回復訓練事業が整備されています。**多いに活用しましょう。**



- **グループ員は、ノルディック・ウォーキングに5名登録参加。**
- **機能回復訓練に、7名登録準備中です。**
- 主な感想
  - すばらしい施設(60歳以上無料)があるのに、市民が知らない、遠いので市の中心にあれば良い。
  - プール、卓球台、カラオケ、高さが3調節できる調理台、点訳の自動印刷機、高齢者、障害者対策等健康維持・生きがいつくりの施設があるのに利用者が少ない。
  - 介護用入浴室があるのは、ビックリ！！
  - もっと、循環バスがの回数が多いと多くの市民が利用しやすいかもね！！